

昭和三十六年四月二十八日受領
答弁第一一五号

(質問の 一五)

内閣衆質三八第一五号

昭和三十六年四月二十八日

内閣総理大臣 池田 勇 人

衆議院議長 清瀬 一郎 殿

衆議院議員松前重義君提出道路運送法の一部改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松前重義君提出道路運送法の一部改正に関する質問に対する答弁書

政府は、道路運送法の免許を受けないで、違法にタクシー行為を行なういわゆるもぐりタクシーに対しては、運輸省、警察当局の緊密な連繋のもとに、鋭意これが取締りにあたっているが、今後も一層これが取締りを強化徹底するとともに、タクシー増車を適切に行なう等もぐりタクシーの発生を招くような原因を除去することにより、その絶滅を期する所存である。

なお、道路運送法の改正については、すでに昨年九月罰則を強化する等の措置を講じたところであり、漸次その効果が現われるものと期待しているが、今後なお検討を進めて行きたい。

右答弁する。